

令和6年能登半島地震における応急対策職員派遣制度による応援職員の派遣と地方公共団体に求める事前の備え等について

総務省 自治行政局公務員部応援派遣室長 伊藤 哲也

1 はじめに

大規模災害では、大量の災害対応業務が短期間に発生することから被災をした地方公共団体の単独での対応が困難な場合が多く、被災をしていない地方公共団体の職員が被災をした地方公共団体に応援に入ることが必要となる場合が多い。

総務省では、東日本大震災での経験のほか、熊本地震において被災市区町村の災害対応業務のマネジメントを支援する体制が課題とされたことや、地方公共団体を被災地方公共団体に1対1で割当て、多くの応援職員を速やかに派遣するカウンターパート方式による支援、いわゆる対口支援（たいこうしえん）が効果をあげたことを踏まえ、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会（以下「地方三団体等」という。）と連携して、2018（平成30）年に「応急対策職員派遣制度」を構築した。

制度構築以降、総務省と地方三団体等が連携し大規模災害の発生時に応援職員の派遣を被災市区町村に行ってきた。大規模災害時の地方公共団体間の職員の派遣は、大きく分けて応援職員が所属をする地方公共団体からの職務命令による公務出張により被災地方公共団体に入り応援を行ういわゆる「短期派遣」と、派遣職員が所属する地方公共団体と被災地方公共団体間で地方自治法第252条の17の規定に基づく協定を締結し被災地方公共団体の身分を併せ有することとした上で職員派遣（以下「自治法派遣」という。）を行ういわゆる「中長期派遣」があるが、応急対策職員派遣制度に基づく派遣はいわゆる短期派遣である。

本稿においては、令和6年能登半島地震における応急対策職員派遣制度による応援職員の派遣と地方公共団体に求める事前の備え等について記述していく。以下、第2節では応急対策職員派遣制度の概要、第3節では令和6年能登半島地震における応急対策職員派遣制度の運用、第4節では地方公共団体に求める事前の備え、第5節では全体の総括を行う。

なお、本文中、意見にわたる部分については私見であるので申し添える。

2 応急対策職員派遣制度

（1）応急対策職員派遣制度が必要な背景

図1は内閣府が作成をした「災害時に市町村で発生する災害対応業務のイメージ」である。災害時には初動期から応急対応期を経て復旧・復興期に至るまで様々な災害対応業務が短期間に同時に発生することが分かる。

被災をした市区町村において災害時に発生する様々な災害対応業務のマネジメントを

行い、それぞれの災害対応業務を円滑に実施することが、被災住民の生活再建のために重要である。しかしながら、過去の事例を見ると必ずしも適切にマネジメントが行われていない事例も見受けられる。そのため災害対応業務のマネジメントに対する支援が重要である。

また、これらの短期間で同時に発生する災害対応業務を被災市区町村の職員のみで対応することは困難な場合が多く、その場合は人的資源の確保が必要になる。この人的資源の確保は、災害対応業務における目の前のマンパワーの不足を解消する趣旨もあるが、災害時は復旧・復興に向けて被災市区町村の職員でなければ行えない業務も多くあることから、被災市区町村の職員でなくとも対応が可能な災害対応業務については、外部から人的資源を確保して対応し、被災市区町村の職員は被災市区町村の職員でなければ行えない業務に注力するという趣旨も含むものである。人的資源の確保は被災住民の生活再建のために重要であり、人的資源の確保の一つの方法として被災をしていない地方公共団体の地方公務員による被災市区町村に対する応援があり、この場合、多くの応援職員を速やかに派遣し支援することが重要である。

これらに対応をするために2018(平成30)年に総務省において地方三団体等と連携し制度化したものが応急対策職員派遣制度である。

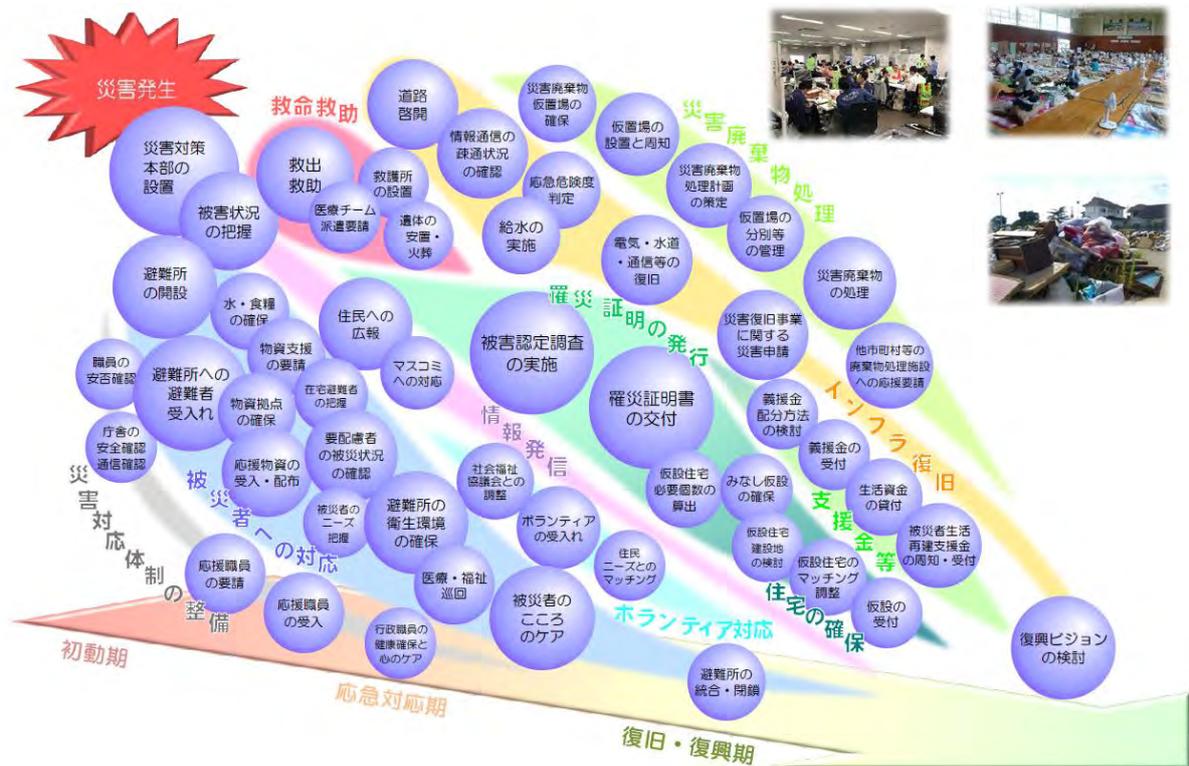


図1 災害時に市町村で発生する災害対応業務のイメージ

(出典：内閣府(防災)「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」)

（２）応急対策職員派遣制度¹の概要

応急対策職員派遣制度では、前述（２（１））の「災害対応業務のマネジメントに対する支援」及び「多くの応援職員を速やかに派遣し支援」のそれぞれに対応する被災市区町村への地方公務員の派遣を制度化している。

一つ目は被災市区町村が行う災害対応業務のマネジメントの支援のための「総括支援チーム」の派遣、二つ目は避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務に対するマンパワー支援のための「対口支援チーム」の派遣である。両チームの派遣については、原則として被災市区町村から被災都道府県に対し応援要請を行い被災都道府県外からの広域的な応援が必要な場合は、被災都道府県から地方三団体等及び総務省で構成される応援職員確保調整本部（事務局：総務省）に連絡され、必要な調整を経た上でチームを派遣する地方公共団体が応援職員確保調整本部で決定され、決定された地方公共団体から被災市区町村にチームで応援職員が派遣される。

ア 総括支援チーム

総括支援チームの役割は、被災市区町村の長の指揮の下で、被災市区町村が行う災害対応業務のマネジメントを総括的に支援することであり、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携などを行う。

総括支援チームは、災害マネジメント総括支援員（１名を想定）と災害マネジメント支援員（１名から２名を想定）など数名で構成され、核となる災害マネジメント総括支援員（通称 GADM²（ギャドム））については、災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職等の経験などを有する者であり、災害マネジメント支援員については、避難所運営業務や罹災証明書の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者である。災害マネジメント総括支援員と災害マネジメント支援員については、都道府県・指定都市等の推薦を受け、総務省・消防庁で実施する研修を受講し、総務省において名簿に登録をすることによりその資格が得られる。

イ 対口支援チーム

対口支援チームの役割は、避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務³に係る

¹ 詳細は総務省 HP

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/koumuin_seido/hisai_chiho_kokyodantai.html) (最終閲覧日 2024 (令和 6) 年 9 月 18 日) を参照。

² 「General Adviser for Disaster Management」の略。

³ 正確には「災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営及び罹災証明書の交付のほか、本制度以外の仕組み等において対象としていない業務。」が応急対策職員派遣制度の対象となっている。被災市区町村の災害対応業務への地方公務員の応援は、各府省庁がそれぞれの所管分野に基づき制度化をしている。各種応援制度については、総務省 HP の資料

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000968285.pdf) (最終閲覧日 2024 (令和 6) 年 10 月 22 日) を参照。

マンパワー支援である。対口支援チームを派遣して応援をする地方公共団体については、都道府県又は指定都市を原則として1対1で被災市区町村に割当てることとしている。この割当てて応援を行うことを「対口支援」と呼んでいる。

なお、応急対策職員派遣制度において都道府県からチームの派遣を決定した場合は、管内の指定都市（政令で指定する人口50万人以上の市）を除く市区町村と一体的にチームを編成し支援を行うこととされている⁴。

応急対策職員派遣制度に基づくいわゆる短期派遣に係る応援職員の派遣に要した費用（職員の時間外勤務手当・活動経費等）の負担については、法令の定めによるほか、応援職員を派遣した地方公共団体と被災市区町村又は被災市区町村を包括する被災都道府県とが協議して定めるものとされている。その応援に要する経費について、応援側の地方公共団体が負担する場合には、その経費の8割が特別交付税により措置される。

3 令和6年能登半島地震における応急対策職員派遣制度の運用

（1）初動

2024（令和6）年1月1日16時10分に地震が発生し、石川県輪島市及び同県志賀町で震度7を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度6強から1までを観測し、気象庁においてその名称を「令和6年能登半島地震」と定めた。

総務省の応急対策職員派遣制度の運用に係る主な初動対応としては、1月1日16時45分には応援職員確保調整本部を設置、1月2日9時55分には地方三団体等を通じ、全国の地方公共団体に対して速やかに応援派遣ができるよう必要な準備を要請、同日18時52分には、石川県内の輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市及び志賀町（以下「被災6市町」という。）への総括支援チームの派遣を決定し、1月3日及び4日には現地入りし活動を開始した。1月3日14時52分には石川県内の被災6市町及び加賀市に対して、中部ブロック等の都道府県・指定都市から対口支援チームとして各20名程度の派遣を決定し、1月3日から活動を開始した。その後、被災市町の人的支援ニーズを伺いながら、石川県、新潟県、富山県内の被災市町からの随時の新規・追加の派遣要請に基づき、全国の都道府県及び指定都市からの対口支援チームの派遣を決定していった。

（2）被災市町への応援団体数及び職員の派遣状況

ア 応援団体数について

被災市町への派遣状況についてまとめたものが表1及び図2である。

前述（3（1））のとおり、総括支援チームについては、1月3日及び4日には現地入

⁴ 例えば千葉県であれば、対口支援チームとしての千葉県は、千葉県庁の職員と指定都市である千葉市を除く千葉県内の市役所及び町村役場の職員で構成し、指定都市である千葉市は、千葉市として別の対口支援チームとなる。

りし活動を開始し、災害対応業務のマネジメントの支援を行っている。支援の終了時期については、被災6市町における避難所運営や罹災証明書の交付等の状況によって異なるが、珠洲市を支援した浜松市の4月14日から、七尾市を支援した名古屋市の6月21日まで順次支援が終了していった。

対口支援チームは、被災県・被災指定都市である石川県、富山県、新潟県及び新潟市を除く全ての都道府県・指定都市である63団体が被災市町に応援に入った（被災6市町の状況については図3）。

派遣期間については、1月3日から始まり、1月26日の1,263名をピークに息の長い支援が続き、8月4日に珠洲市を支援した浜松市の対口支援チームの派遣の終了まで約7か月続いた⁵。対口支援は、被災市区町村に対して応援する地方公共団体が1対1で支援を行うのが原則であるが、被害の状況が甚大であったこともあり被災6市町を中心に1つの被災市町に対し多くの地方公共団体の対口支援チームが入り、輪島市では令和6年能登半島地震では最大である20団体の対口支援チームが応援に入った。多くの対口支援チームが応援に入った被災6市町の総括支援チームは対口支援チーム間の調整などの災害対応業務のマネジメントも行った。

表1 能登半島地震における総括支援チームの派遣実績（出典：総務省作成資料）

石川県内の被災6市町に対し、総括支援チーム（避難所運営等の支援に向けた応援ニーズの確認、災害マネジメント支援）の派遣を決定。6月21日をもって、6市町全てにおいて総括支援チームの派遣を終了。

被災市町	派遣元団体※	派遣時期
輪島市	三重県	1月4日より活動開始し、5月31日に支援を終了
珠洲市	浜松市	1月3日より活動開始し、4月14日に支援を終了
能登町	滋賀県	1月3日より活動開始し、5月31日に支援を終了
穴水町	静岡県	1月3日より活動開始し、5月6日に支援を終了
七尾市	名古屋市	1月3日より活動開始し、6月21日に支援を終了
志賀町	愛知県	1月3日より活動開始し、6月16日に支援を終了

※都道府県には域内市町村職員を含む。

石川県内14市町、富山県内3市及び新潟県内1市に対し、63都道府県市から対口支援方式（カウンターパート方式）による支援チームの派遣（避難所の運営・罹災証明書の交付等の災害対応業務を担うマンパワーの派遣）を決定。8月4日をもって、全ての被災市町における支援チームの派遣を終了。1日当たりの派遣人数の最大値は1月26日の1,263名。

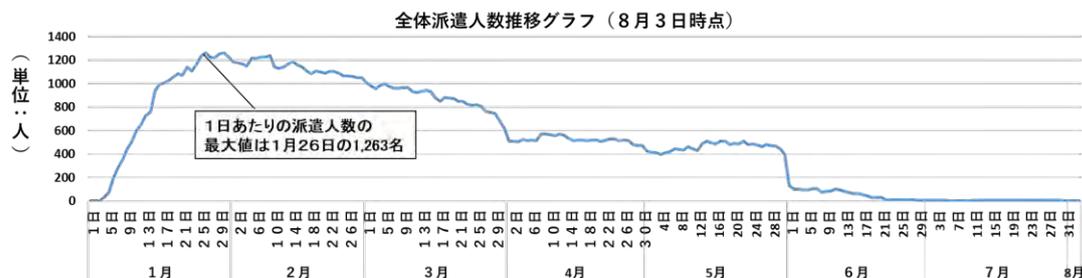


図2 対口支援方式（カウンターパート方式）による派遣実績（出典：総務省作成資料）

⁵ 応援職員確保調整本部も同日付で廃止をしている。

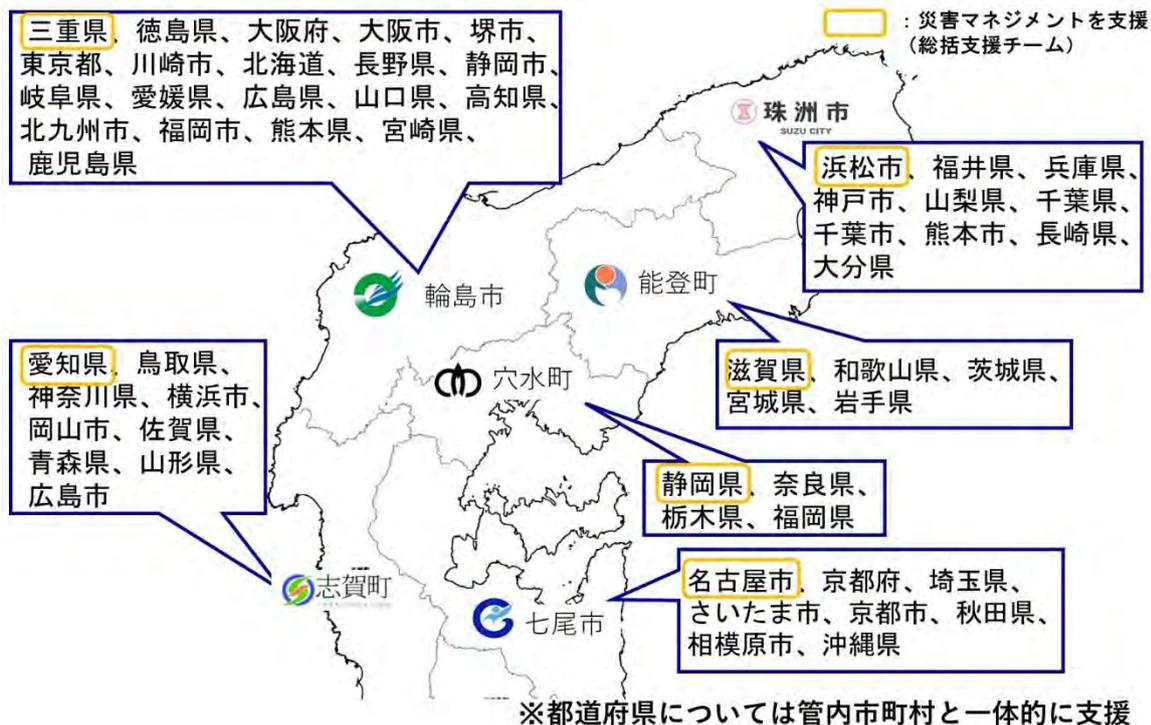


図3 能登半島地震における被災6市町への対口支援団体 (出典：総務省作成資料)

イ 応援職員数について

被災市町1団体当たりの応援する地方公共団体数だけでなく応援職員数も多かったのも特徴であり、応援する地方公共団体数が最大であった20団体の対口支援チームが入った輪島市は応援職員数も最大であった。その状況を示したのが図4である。避難所運営などの応急対応からはじまり、膨大な罹災証明書の交付のための住家被害認定調査を5月末までに終わらせるという目標の下で計画的に多くの対口支援チームと応援職員を動員したのが特徴である。そのため発災から約150日を経過した5月末時点で対口支援が一気に終了している。輪島市の一般行政職の職員数は264人⁶であり、300人規模の応援職員は市の一般行政職の職員数を超えていた。

このように多くの応援する地方公共団体の対口支援チームと大人数の応援職員のマネジメントを長期間に渡って行わなければいけないという状況は、程度の差はあれ被災6市町に共通して見られた。

⁶ 2023 (令和5) 年4月1日現在。



図4 輪島市への対口支援による応援職員数と団体数の推移（出典：総務省作成資料）

4 地方公共団体に求める事前の備え

(1) 受援の側面から

ア 応急対策職員派遣制度への理解

受援の側面からの事前の備えとしては、まずは受援の対象となる市区町村において応急対策派遣制度を知り、必要な場合は応援要請を行うことをお願いしたい。

応急対策職員派遣制度が必要な背景は2（1）で述べたとおりであるが、制度があってもその趣旨が理解されていない、あるいは制度趣旨が理解されていても必要な場面で応援要請が行わなければ、結果として「被災住民の生活再建」に支障を来すことが考えられる。

また、応急対策職員派遣制度では、災害対応業務のマネジメント支援のために総括支援チームが派遣されることもあるが、総括支援チームは災害マネジメント総括支援員を核に、被災市区町村長の指揮の下で、災害対応業務のマネジメントについて総括的に支援を行うことから、事前の備えとして市区町村長に応急対策職員派遣制度を理解いただく中で総括支援チームの役割の理解も得ておくと、発災時に総括支援チームが派遣された場合、被災市区町村長と総括支援チームのコミュニケーションがスムーズになる。

イ 受援体制の構築

次に、受援体制についてである。前述（3（2））のとおり令和6年能登半島地震では、被災市町において多くの地方公共団体の多くの応援職員を受入れた。

被災状況にもよるが、大量の応援職員を受入れる場合、その応援職員が活動するため

の執務スペースや宿泊場所をどうするかは重要な課題である。これに関連して、2024（令和6）年6月28日の中央防災会議において、令和6年能登半島地震等災害対応の教訓、施策の進展等を踏まえた防災基本計画の一部修正が行われ、地方公共団体の役割としてこれまでの応援職員等の執務スペースの確保に加え、「応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。」⁷が加えられた⁷。今後、各地方公共団体においても防災基本計画に基づいた対応を検討することになる。

応急対策職員派遣制度による応援職員をはじめとした外部からの応援職員等の被災市区町村による受援については、一般行政職の職員数が少ない被災市区町村ほど人的資源の確保のために重要であると考えられる。そのため事前の備えとして地方公共団体の規模に関わらず取り組むことが重要である。

（2）応援の側面から

応援の側面からの事前の備えとしては、応援体制の整備を各地方公共団体をお願いしたい。

ア 総括支援チーム

まずは総括支援チームについてである。令和6年能登半島地震において被災6市町に派遣をした総括支援チームが災害対応業務のマネジメント支援において果たした役割については前述（3（2））のとおりである。

総括支援チームは、災害マネジメント総括支援員（1名を想定）と災害マネジメント支援員（1名から2名を想定）等からなるチームである。大規模災害時に1週間交代で1か月程度継続して総括支援チームによる被災市区町村への支援を実施できる体制を確保するためには、各都道府県及び各指定都市において、少なくとも総括支援チーム4チーム分の災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員（以下「災害マネジメント総括支援員等」という。）を確保する必要があり、総括支援チーム4チーム分の災害マネジメント総括支援員等が確保できていない都道府県及び指定都市については速やかに人数を満たしていただきたいと考えている。

また、応急対策職員派遣制度による支援対象は市区町村であることから、総括支援チームとして都道府県職員と一体となって派遣される市区町村職員の存在は重要であり、市区町村にも積極的な対応をお願いしたい。令和6年能登半島地震においても、輪島市を総括支援チームとして支援した三重県から県職員と市町村職員の混成の総括支援チームとしたことにより、県職員と市町村職員がそれぞれの特性を活かし役割分担をしな

⁷ 詳細は内閣府 HP (<https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html#syusei>) を参照。

から支援を行うことができたことが効果的であった旨も報告されている⁸。

表2は2024（令和6）年3月末現在の団体別の災害マネジメント総括支援員の登録者数である。総括支援チームの核となる災害マネジメント総括支援員の登録者数が4人未満の都道府県・指定都市が合計で17団体見られ、大規模災害時に1週間交代で1か月程度継続して総括支援チームによる支援が行える体制となっていない⁹。また、指定都市を除く市町村の災害マネジメント総括支援員は全国計で56名に止まっており、充分とは言いがたい。全体で見ると総括支援チームの体制の強化が引き続き必要な状況であると考えられる。

応急対策職員派遣制度は地方公共団体間の互助の仕組みであることから、各地方公共団体で応援のために派遣をする総括支援チームの体制を事前の備えとして整えていたできたいと考えている。この総括支援チームの体制を整えるということは、被災市区町村に対する応援のための事前の備えという意味だけでなく、自団体が被災した際の災害対応業務に対するマネジメントに知見がある職員を増やすという意味もあり、そうした側面からも事前の備えとして積極的に取り組むことが必要である。

イ 対口支援チーム

次に対口支援チームについてである。対口支援チームの派遣に当たっては、短期間に多くの応援職員を派遣することになるため、円滑に応援職員を派遣するために平時の事前の備えとして応援職員の選定方法について対口支援チームを派遣する各都道府県及び各指定都市において共通認識を持つておくことが重要である。

加えて自団体の被災を想定し、平時の事前の備えとして自団体の職員に対して避難所運営や罹災証明書の交付等に対応するための訓練を行っておくことは、被災市区町村の応援のための対口支援チームの一員として活動する際も有意なことと考えられるため、積極的な取り組みをお願いしたい。

⁸ 中央防災会議 防災対策実行会議「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」（第3回）2024（令和6）年8月7日資料1-4（9頁）
(https://www.bousai.go.jp/jishin/noto/taisaku_wg_02/index.html)

⁹ 都道府県においては、管内の指定都市を除く市区町村と一体的にチームを編成し支援を行うことから必ずしも都道府県庁の職員で災害マネジメント総括支援員を4人確保しなくとも、総括支援チームを4チーム編成することが可能であるが、その場合は、日常的に都道府県と管内の指定都市を除く市区町村との間で都道府県と市区町村の職員の混成の総括支援チームを円滑に派遣する訓練や日常的な打合せなどを行うことが望ましい。

表2 団体別・災害マネジメント総括支援員（GADM）登録者数（令和6年3月末時点）

出典：総務省作成資料

【都道府県（※）】

徳島県	23名	青森県	7名	兵庫県	4名
静岡県	21名	宮城県	7名	京都府	3名
熊本県	19名	岡山県	7名	奈良県	3名
宮崎県	18名	富山県	6名	滋賀県	3名
大分県	14名	和歌山県	6名	佐賀県	3名
愛媛県	13名	秋田県	5名	鹿児島県	3名
愛知県	12名	埼玉県	5名	沖縄県	3名
福島県	12名	東京都	5名	長野県	3名
山梨県	10名	山口県	5名	大阪府	3名
新潟県	9名	茨城県	4名	香川県	2名
山形県	9名	栃木県	4名	神奈川県	2名
岐阜県	9名	三重県	4名	福井県	2名
群馬県	8名	鳥取県	4名	福岡県	2名
広島県	7名	島根県	4名	石川県	1名
高知県	7名	長崎県	4名	岩手県	0名
千葉県	7名	北海道	4名		

【その他の市区町村】

全体	56名
----	-----

【指定都市】

熊本市	30名	名古屋市	7名
神戸市	21名	川崎市	7名
横浜市	18名	札幌市	5名
さいたま市	17名	京都市	5名
北九州市	16名	新潟市	4名
福岡市	14名	広島市	4名
岡山市	12名	千葉市	4名
相模原市	10名	大阪市	3名
仙台市	9名	浜松市	2名
堺市	9名	静岡市	0名

【令和6年3月末時点登録状況】

都道府県	316名
指定都市	197名
市町村	56名
合計	569名

（※）都道府県内の市区町村を含まない人数。

（3）（補論）復旧・復興等に従事する人的資源確保のための事前の備え（中長期派遣関連）

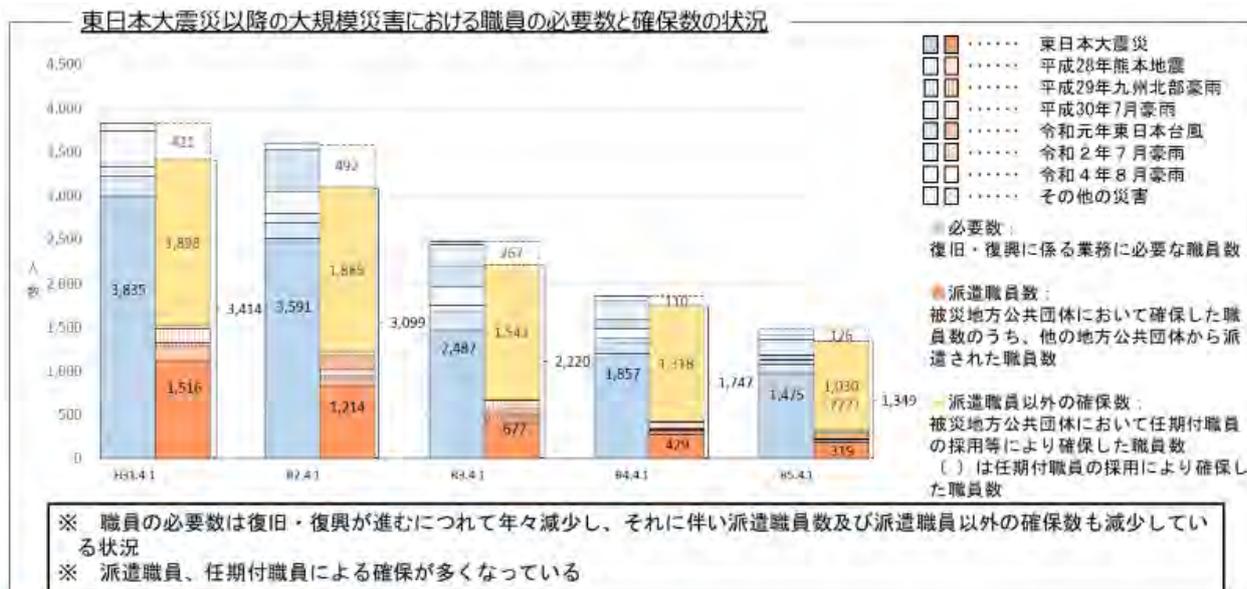
いわゆる短期派遣である応急対策職員派遣制度により、他の地方公共団体から被災市区町村に応援職員が派遣されるような大規模な災害では、多くの場合、道路、橋梁、河川といったインフラ系の施設が大きな被害を受けており、それらのインフラ系施設の復旧や地域の復興などのために必要な人的資源について被災市区町村の職員のみで対応するのは困難な場合が想定される。

図5は2023（令和5）年4月1日現在の被災地方公共団体に対する中長期の職員派遣等の状況である。2023（令和5）年4月1日現在で、復旧・復興に係る業務に必要な職員数の全国計である1,475人に対して、任期付職員の採用等による確保が772人（52.3%）、他の地方公共団体から被災市区町村への自治法派遣による派遣職員、いわゆる中長期派遣による派遣職員の確保が319人（21.6%）となっている。復旧や地域の復興などのために必要な地方公共団体の人的資源の確保は、任期付職員の採用等と他の地方公共団体からの地方公務員の派遣が大きなウェイトを占めていることが分かる。

任期付職員の採用に当たっては、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）」の規定により地方公共団体において条例の制定が必要であることから、復旧や地域の復興などのために必要な人的資源を速やかに確保するための事前の備えとして条例制定を行っておくことが重要である。加えて、実際に被災をした

際の採用の事務を円滑に行うための準備も事前の備えとなる。

発災後、任期付職員をどの時期に採用するかは災害の状況により異なると考えられるので一律の考え方は示せないが、例えば発災直後の時期は、採用のための事務を行うことが困難な場合が多く、仮に採用の事務が行えたとしても採用までに一定の時間がかかることから、発災直後の時期は他の地方公共団体から被災地方公共団体へのいわゆる中長期派遣の派遣職員を主体に人的資源を確保し、その後、被災地方公共団体による任期付職員の採用による人的資源の確保を行うことが考えられる。また、被災市区町村においては、その被害状況などから自団体において任期付職員の採用を行うことが困難である場合が想定されることから、広域自治体である被災都道府県において任期付職員の採用のための事務を行うことが可能な場合は、被災都道府県で任期付職員を採用し、採用した任期付職員を被災市区町村に自治法派遣による派遣職員としていわゆる中長期派遣を行うことも考えられる。



総務省のこれまでの対応

- ・全国の都道府県知事及び市区町村長宛てに総務大臣書簡を发出し、格別の協力を依頼
- ・地方三団体等と連携してオンライン説明会を実施するとともに、全国の都道府県及び指定都市等に対する派遣に向けた個別の働きかけ
- ・派遣職員に係る費用について、東日本大震災については、派遣先団体に対し震災復興特別交付税により措置。その他の災害については、派遣先団体に対し特別交付税により措置
- ・令和2年度より地方三団体及び指定都市市長会の協力を得て「復旧・復興支援技術職員派遣制度」の運用を開始など

図5 被災地方公共団体に対する中長期の職員派遣等(令和5年4月1日時点)

出典:総務省作成資料

5 おわりに

本稿においては、令和6年能登半島地震における応急対策職員派遣制度による応援職員

の派遣と地方公共団体に求める事前の備え等について記述してきた。

全ての地方公共団体が被災をして応援職員を受入れる受援団体になる可能性があることから、地方公共団体内で応急対策職員派遣制度をはじめとした各種の応援制度について事前に把握をしておくことが重要である。また、応援職員等について被災をした地方公共団体において適切な受援が行えないと復旧・復興の第一歩が踏み出せないことになる。各地方公共団体における適切な受援体制の構築については、重ねてお願いをしたい。

また、応急対策職員派遣制度が地方公共団体間の互助の考え方からできている制度であることから、応援の準備も各地方公共団体をお願いをしたい。総括支援チームの派遣、対口支援チームの派遣、の準備を通じて自団体の災害対応の力もついてくると考えられる。総括支援チームによる応援の準備については、総括支援チームの核となる災害マネジメント総括支援員の確保についてもお願いしたい。

最後に、令和6年能登半島地震の被災市町への地方公共団体の応援は、地方自治の歴史に残る大規模なものとなった。改めて関係の皆様へ感謝を申し上げたい。